

R6年5月より

神経難病疾患に対する

医療用HALによる サイバニクス治療

(歩行運動処置)

を開始します！！



緩徐進行性の神経・筋疾患患者を対象として、HALを間欠的に装着し、生体電位信号に基づき、下肢の動きを助けつつ、歩行運動を繰り返すことで、歩行機能を改善することを目的として実施します。

対象疾患

神経筋疾患	脊髄性筋萎縮症 (SMA)、球脊髄性筋萎縮症 (SBMA)、筋萎縮性側索硬化症 (ALS) シャルコー・マリー・トゥース病 (CMT)、遠位型ミオパチー、先天性ミオパチー、 封入体筋炎 (IBM)、筋ジストロフィー
痙性疾患	HTLV-1関連脊髄症 (HAM)、遺伝性痙性対麻痺

診療報酬算定に係る技術料について

※いずれも、算定要件を満たした場合		導入期5週間 (9回まで)		導入期以降
		初回治療時	2~9回目	2~6ヶ月
再診料		72点	→	→
	血液検査	430点 (例)	(必要に応じて)	(必要に応じて)
	神経学的検査 処方せん料	450点 (例) 68点 (例)	(必要に応じて) (必要に応じて)	(必要に応じて) (必要に応じて)
難病外来指導管理料		270点	(1ヶ月に1回)	(1ヶ月に1回)
HAL® 診療報酬	歩行運動処置 (ロボットスーツによるもの) 【J118-4】	1100点	→	→
	難病加算	900点	→	→
	導入加算	2,000点	→	導入期以降は不可
HAL®の寸法調整に係る技術料 【J129 1】		1,400点 (700点 x 2)		
脳血管リハ料 (I) 6単位まで		1,470点 (245点 x 6単位)	→	→
リハ総合計画評価料1 (リハ総合計画評価料2)		300点 (240点)	(1ヶ月に1回)	(1ヶ月に1回)
目標設定等支援・管理料 (対象は要介護者等)		250点		100点 (3ヶ月に1回)
診療報酬合計		8,710点/回	7,060点/回	5,160点/回

注) HAL®診療報酬分は診療報酬算定に伴い、歩行運動処置の変更により、DPC包括の対象外となります。